

恵庭市告示第187号

平成24年恵庭市告示第53号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定等）の全部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月22日

恵庭市長 原 田



記

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び第4条の規定による悪臭原因物の規制基準を次のとおり定める。

1 規制地域

規制区域を次の図のとおり指定する。

（「次の図」は、省略し、恵庭市生活環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号の規制基準

臭気指数1.0

(2) 法第4条第2項第2号の規制基準

前号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数

(3) 法第4条第2項第3号の規制基準

第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得られる臭気指数